

大規模災害における応急救助の指針について（抄）（平成9年6月）

第3 応急救助に当たり特別な配慮を要する者への支援

3 避難所における支援対策

(1) 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設すること。

(2) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置すること。

(3) 福祉避難所の指定

ア 要援護者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。以下(3)、(4)及び(5)において同じ。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。

イ 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター及び特別支援学校等の施設とすること。

また、平成12年度より入所施設附設の防災拠点型地域交流スペース整備事業が実施されたところであり、本事業を活用して入所施設を福祉避難所として積極的に整備すること。

ウ 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

(4) 福祉避難所の量的確保

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げにより対応すること。

(5) 福祉避難所への避難誘導

ア 災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、被災した要援護者を避難させること。なお、要援護者の家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えないこと。

イ 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、都道府県又は市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

(6) 福祉避難所の管理・運営

ア 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。

イ 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。

ウ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。

エ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

災害時要援護者の避難支援ガイドライン（抄）（平成18年3月）

課題4 避難所における支援

4-1 避難所における要援護者用窓口の設置

(1) 避難所における要援護者用窓口の設置

(2) 避難所からの迅速・具体的な支援要請

(3) 避難所における要援護者支援への理解促進

→平等性や公共性だけを重視するのではなく、「一番困っている人」から臨機応変に対応。

4-2 福祉避難所の設置・活用の促進

(1) 福祉避難所に関する理解の促進

福祉避難所の設置・活用の促進

→生活相談職員等の確保が比較的安易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を利用する。

→適切な場所に施設がない場合又は不足する場合は、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難所」（仮称）として対応することも効果的。

→福祉避難所となり得る施設の情報を取りまとめて周知を図る

福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（抄）（平成20年6月）

第1章 平常時における取り組み

1 福祉避難所の対象となる者の把握（概数把握と現況等把握）

2 福祉避難所の指定（利用可能な施設の把握、対象数等を踏まえ指定）

3 福祉避難所の周知

4 福祉避難所の整備（施設整備関係）

5 物資・器材、人材、移送手段の確保

6 社会福祉施設、医療機関等との連携（設置・運営にかかる連携強化・緊急入手等の対応）

7 福祉避難所の運営体制の事前整備（災害時要援護者班の事例設置・地域の身近な福祉避難所）

8 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施（訓練・研修等の実施、普及啓発）

第2章 災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

2 福祉避難所の運営体制の整備（担当職員の配置、要援護者班の設置）

3 福祉避難所における要援護者の支援（避難者名簿の作成・管理・福祉サービス等の提供、緊急入所等の実施）

4 福祉避難所の解除

防災推進対策検討会議 最終報告（抄）（平成24年7月31日）

第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

(1) 災害から生命を守るための初動対応

③安全で確実な避難

○ 平時から福祉避難所となる福祉施設等を決めておき、施設間の人材応援の仕組みを構築すべきである。被災直後は、多くの高齢者や障がい者等の避難所への避難があることから、人材を避難所に投入し、迅速かつ適切に福祉避難所への移動を行うべきである。

⑨災害時要援護者対策

○ 災害時要援護者に対しては、状況に応じて、福祉施設職員等の応援体制が整っている避難所を用意すべきである。